

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2019年9月9日

当ファンドは、
特化型運用を行います。

グローバル医薬品株式ファンド

追加型投信／内外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

＜委託会社＞ [ファンドの運用の指図を行う者]

カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2636 号

電話番号：03 - 6691 - 2017

受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時

ホームページ：<https://www.carrera-am.co.jp/>

当ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

＜受託会社＞ [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

商 品 分 類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	株式

属 性 区 分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般	年 6 回 (隔月)	グローバル (日本を含む)	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

- この目論見書により行う「グローバル医薬品株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年8月23日に関東財務局長に提出しており、2019年9月8日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社名	カレラアセットマネジメント株式会社
設立年月日	2011年7月19日
資本金	1億6,240万円(2019年7月末日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	58,351百万円(2019年7月末日現在)



1

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を含む世界の金融商品取引所に上場している医薬品関連企業の株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 1 主として日本を含む世界の金融商品取引所に上場している医薬品関連企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- 2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

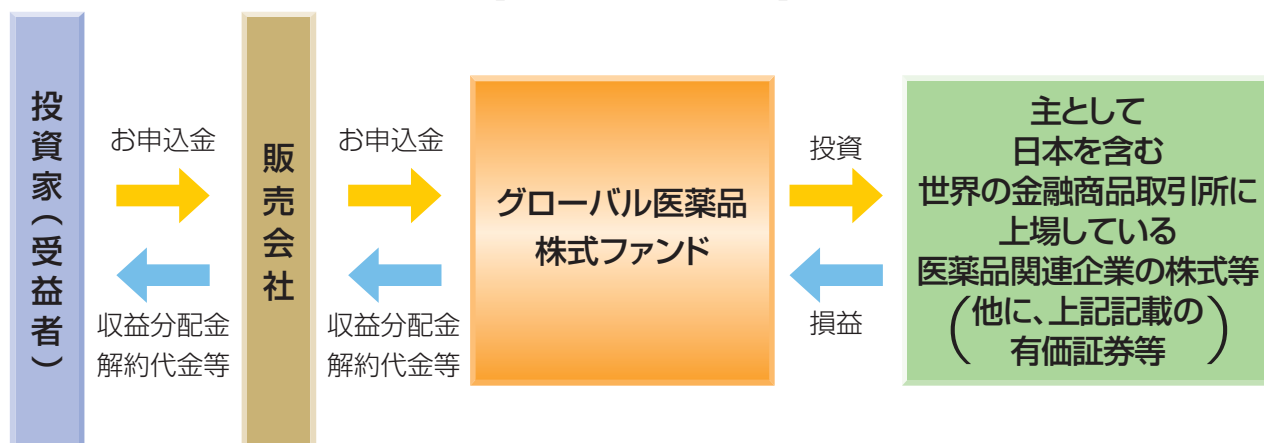
当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

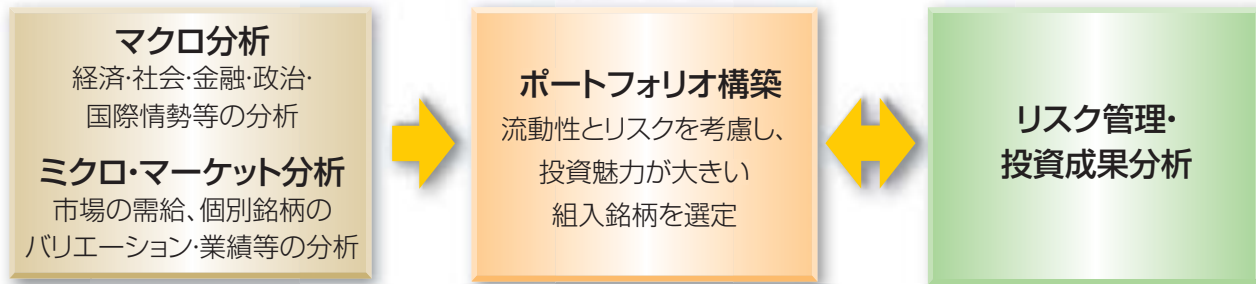
当ファンドが主要投資対象とする日本を含む世界の医薬品関連企業の株式等には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

【ファンドの仕組み】





【運用プロセス】



主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分 配 方 針

年6回（原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。初回決算日は2019年11月25日になります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

<分配のイメージ図>



- ※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

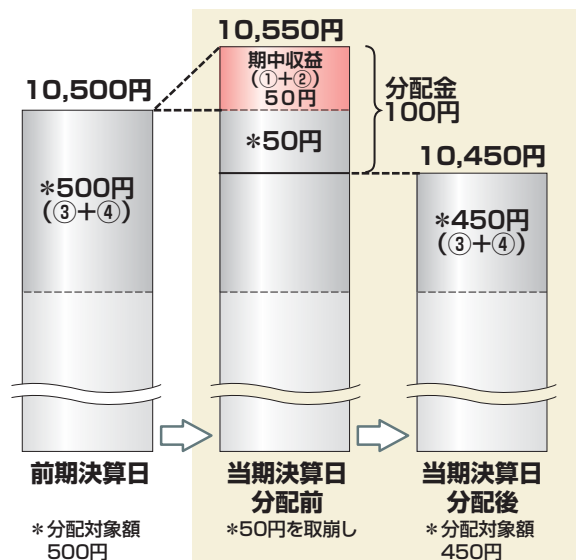
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



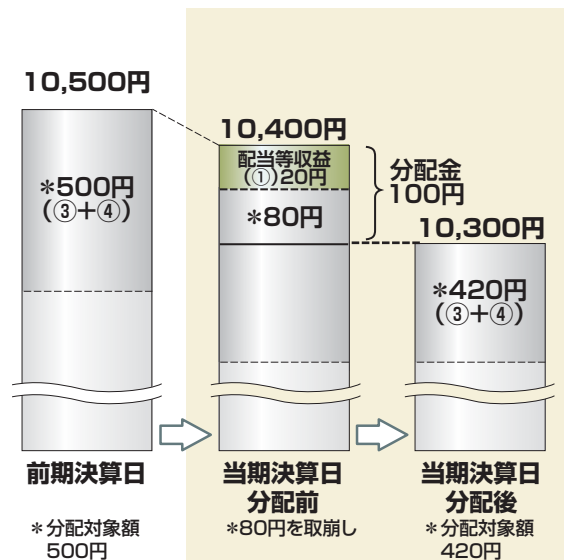
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

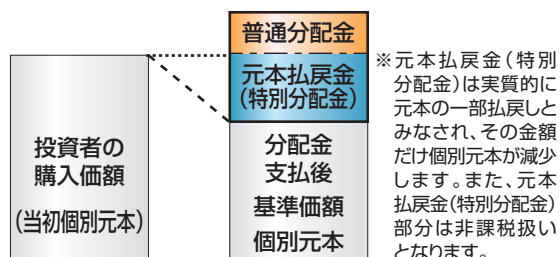


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

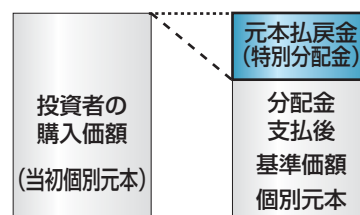
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

戦略のポイント

- 当ファンドは、主として成長性、健全性、安定性と高い株主還元が見込まれる国内外の金融商品取引所に上場する医薬品関連株式(「グローバル医薬品株式」といいます。)に投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

グローバル医薬品株式投資の狙い

① 世界の高齢化が進展

特にアジア新興諸国の人口増大と高齢化が急速に進むなか、世界の医薬品業界が長期安定的に成長する期待

② 中間層・富裕層の拡大

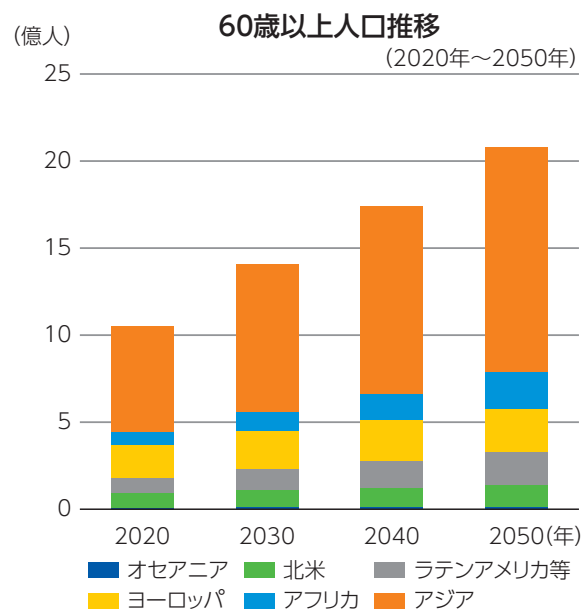
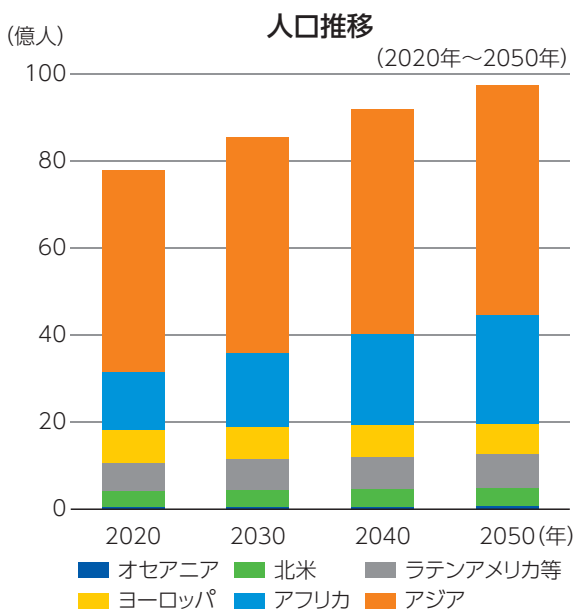
世界では、中間層・富裕層が拡大しており、高齢化とともに高所得化が進んでいるアジア新興諸国などが、世界の医薬品市場の拡大につながる期待

③ 新しい医薬品に対する購買力が増大

新たに開発・製造・販売される目覚ましい治療効果が期待できる新薬に対する需要が高まる可能性

世界で高齢化が進展

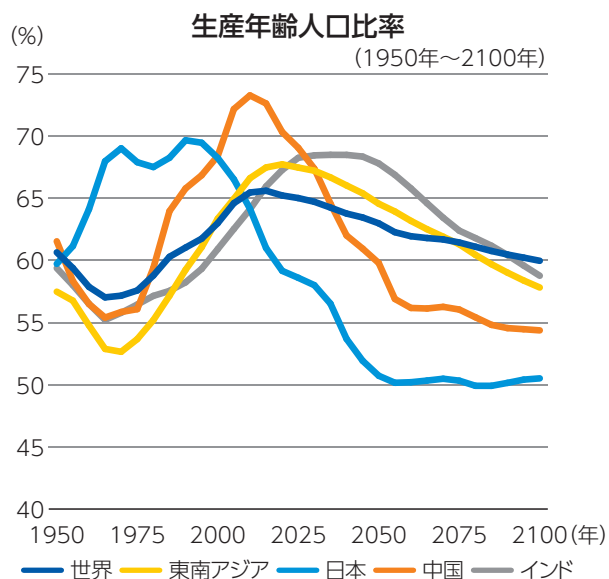
- 世界の人口動態(出生・死亡および流出入による人口の自然的変動)





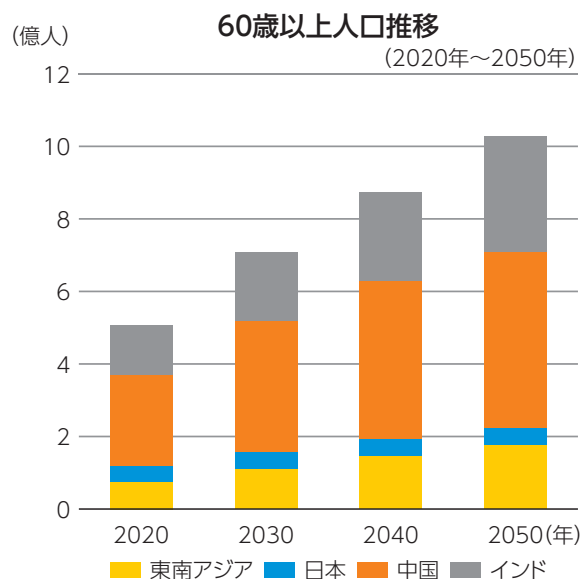
急速に進むアジアの高齢化

- 生産年齢人口比率が低下し、高齢者人口は今後30年で倍増する予測



※2020年以降は中位予測です。

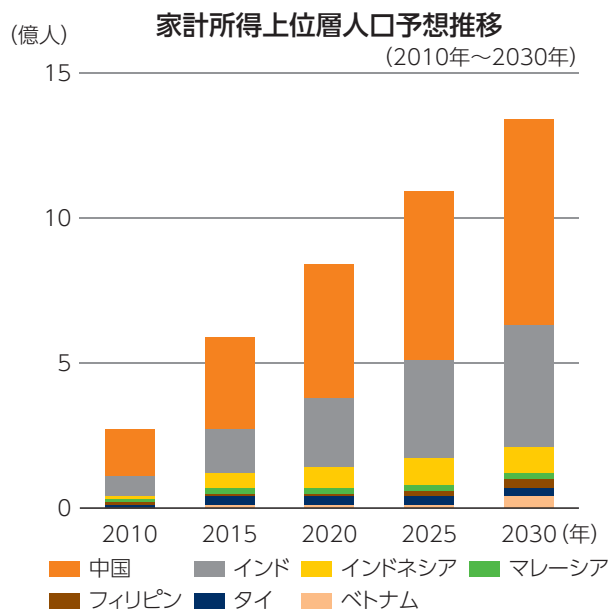
※生産年齢人口とは15歳以上65歳未満の人口を指します。



出所：国連人口予測2019データよりカレラAM作成(2019年7月末現在)

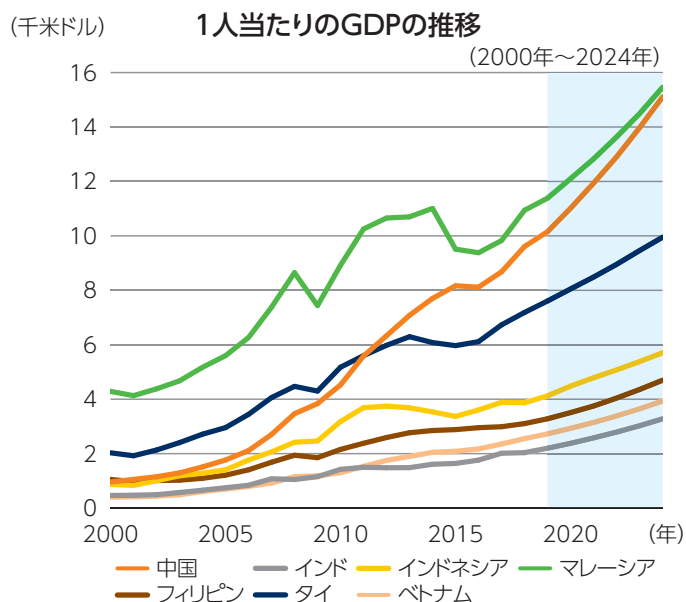
アジアの中間層・富裕層の拡大

- アジア市場の存在感が拡大し、医薬品の購買力を支えると予測します。



※家計所得上位層とは年間15千ドル以上を指します。

出所：経済産業省新中間層獲得戦略研究会資料(2012年発表)
よりカレラAM作成



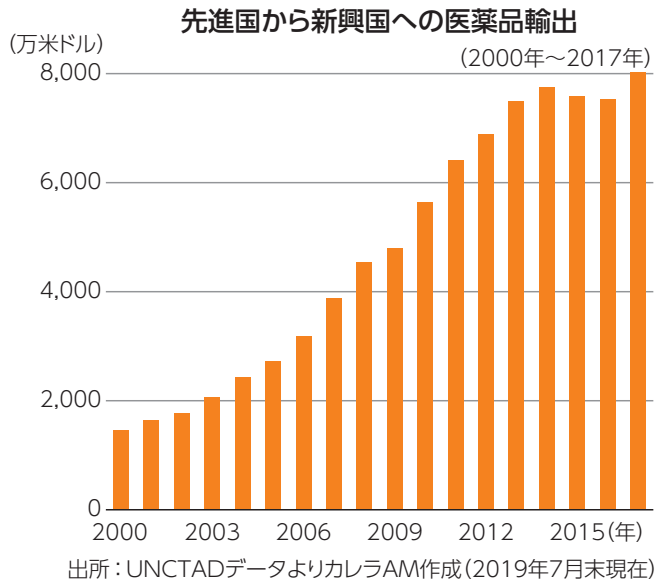
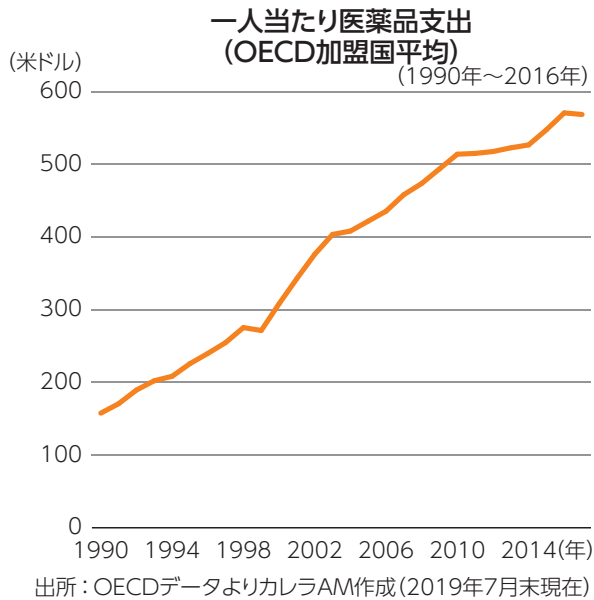
※2019年以降は予測値です。

出所：IMFデータよりカレラAM作成(2019年7月末現在)



医薬品支出は増加

- OECD加盟国における1人あたりの医薬品への支出額は増加傾向
- 先進国から新興国への医薬品輸出額も過去20年間で約5倍に成長



新薬の高額化が進みます

- 画期的な新薬は、原材料費や研究開発費などの原価に製薬会社の利益分を積み上げて価格を決める仕組みとなっています。

高額医薬品の例(費用は発売当初)

販売名	販売元	疾病	費用
オプジーボ	小野薬品工業	非小細胞肺癌等	約3500万円* (1年間投与)
ハーボニー	ギリアド・サイエンシズ	C型慢性肺炎等	約670万円 (12週間投与)
キムリア	ノバルティスファーマ	急性リンパ芽球性 白血病等	約3350万円 (1回投与)

*体重60kg、2週間に1回投与の場合

出所：中央社会保険医療協議会資料等よりカレラAM作成(2019年7月末現在)



医薬品開発:業界構造の変革期



- 従来の大手製薬企業単独の開発モデルから、大学・研究機関や中小のバイオ企業と連携した開発が主流となってきました。
- 最近ではAIやビッグデータを活用した医薬品の開発も進んでいます。

組入銘柄候補(例)

銘柄名	国名	概要
ジョンソン・エンド・ジョンソン	米国	米国に本拠を置く総合医薬品メーカー。製薬企業のヤンセンファーマを子会社を持つ。
ファイザー	米国	ニューヨークに本社を構える製薬企業。積極的な企業買収により世界最大手の医薬品企業へと成長。
メルク (Merck & Co.)	米国	米国のバイオ医薬品企業。抗がん剤のキイトルーダが主力製品。北米以外の地域ではMSDのブランド名でビジネスを展開。
ブリストル・マイヤーズ スクイブ	米国	米国に本拠を置く医薬品メーカー。抗がん剤やHIV治療薬の分野に強みを持つ。
ロシュ	スイス	スイスの製薬企業。抗がん剤に強み。日本の中外製薬を傘下を持つ。
ノバルティス	スイス	スイスに本拠を置く医薬品メーカー。チバガイギー社とサンド社の合併により発足。
グラクソ・スミスクライン	イギリス	イギリスに本拠を置く製薬企業。喘息など呼吸器領域ではリーディングカンパニー。世界初のHIV薬を開発。
サノフィ	フランス	フランスの医薬品メーカー。2004年にサノフィ・サンテラボとアベンティスが合併し発足した。
バイエル	ドイツ	ドイツの製薬メーカー。鎮痛剤として有名なアスピリンをはじめ様々な医薬品を開発。
武田薬品工業	日本	国内最大手の医薬品企業。アイルランドの製薬企業であるシャイアーを買収したことで世界トップクラスの製薬企業となる見込み。

※「組入銘柄候補(例)」はあくまでも参考のために掲載したものであり、個別企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに組入れることを保証するものではありません。

出所：カレラAM調べ(2019年7月末現在)

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、日本を含む世界の金融商品取引所に上場している医薬品関連企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券など値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

株式の価格変動リスク	当ファンドは、主に日本を含む世界の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します(ただし、これに限定されるものではありません)。投資している通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	当ファンドは、日本を含む世界の医薬品関連企業の株式等を主要投資対象とします。海外の株式に投資する場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。
資金移動に係るリスク	当ファンドの投資対象国の当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。
予測不可能な事態が起きた場合等について	その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

- 運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。
- コンプライアンス・オフィサーが法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行い、内部監査室が内部管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- 運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。



(参考情報)

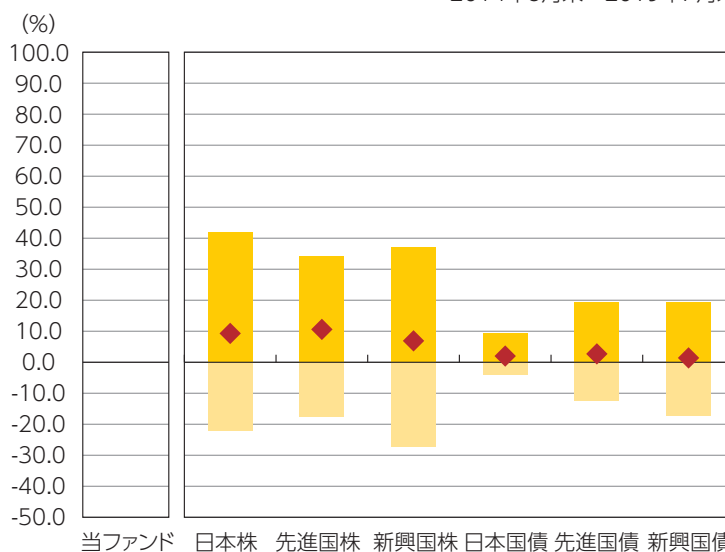
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

本書作成日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2014年8月末～2019年7月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
平均値	—	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4
最大値	—	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4

◆ 平均値 ■ 最大値 ■ 最小値

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、運用期間が1年未満であるため、掲載しておりません。
*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)
先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)
日本国債…NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティー・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティー・エルエルシーに帰属します。

当ファンドは2019年9月30日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。
当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドの運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等で開示する予定です。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、アメリカ、スイス、ドイツの銀行または証券取引所の休業日に該当する場合には、お申込みができません。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	当初申込期間：2019年9月9日から2019年9月29日まで 継続申込期間：2019年9月30日から2020年12月25日まで ただし、継続申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信 託 期 間	2019年9月30日から2029年9月25日まで（信託設定日：2019年9月30日）
繰 上 償 還	受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決 算 日	原則として、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。 ※初回の決算日は2019年11月25日とします。
収 益 分 配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われることに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	当初申込期間：100億円を上限とします。 継続申込期間：1,000億円を上限とします。
公 告	電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.carrera-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年3月、9月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付運用報告書を交付します。また、運用報告書(全体版)は、電磁的方法により提供します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)に 3.24%*(税抜3.00%) の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。 ※消費税率が10%となった場合には、 上限3.30% となります。 ・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年1.40076%※(税抜1.297%) の率を乗じて得た額とします。当該費用は毎日計上され、毎決算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 ※消費税率が10%となった場合には、 年率1.4267% となります。 また、下記内訳の配分も相応分上がります。 ・信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
	当該ファンドの 純資産総額に対して	年率1.40076% (税抜1.297%)
	内 訳	委託会社 0.450% (税抜) 資金の運用指図等の対価
		販売会社 0.800% (税抜) 購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理
		受託会社 0.047% (税抜) 運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価
※上記内訳の配分は、別途消費税相当額がかかります。		
その他の費用・ 手数料	ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。 ※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・監査費用：ファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料 ・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用	

税金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税*及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税*及び地方税	〈譲渡所得として課税〉換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は2019年7月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。
ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



Memo

A series of horizontal dotted lines for writing a memo.

カレラアセットマネジメント株式会社

グローバル医薬品株式ファンド

追加型投信／内外／株式

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日：2019年9月9日

【補完書面】

●交付目論見書6ページ下段(販売用資料4ページ下段)

【変更前】

新薬の高額化が進みます

高額医薬品の例(費用は発売当初)

販売名	販売元	疾病	費用
ハーボニー	ギリアド・サイエンシズ	C型慢性肺炎等	約670万円 (12週間投与)

【変更後】

新薬の高額化が進みます

高額医薬品の例(費用は発売当初)

販売名	販売元	疾病	費用
ハーボニー	ギリアド・サイエンシズ	C型慢性肝炎等	約670万円 (12週間投与)

変更理由：疾病欄の誤植を訂正いたしました。

※本書面は、当ファンドの交付目論見書の補完書面です。

※販売用資料にも共通で使用するため、販売用資料の該当ページをカッコ内に記載しております。